

**被告法人の破産手続開始決定による訴訟手続の中断中に提起された控訴を、控訴裁判所が、不適法で不備を補正できないと判断し、口頭弁論を経ないで却下した事例**

【文献種別】 判決／高松高等裁判所

【裁判年月日】 令和7年4月16日

【事件番号】 令和7年(ネ)第77号

【事件名】 ①出資持分払戻等、②損害賠償請求反訴、③損害賠償請求控訴事件

【裁判結果】 控訴却下、確定

【参照法令】 民事訴訟法 290条

【掲載誌】 判タ 1537号 61頁

◆ LEX/DB 文献番号 25624120

熊本大学准教授 池邊摩依

## 事実の概要

1 Xは、医療法人Yの理事長Wの相続人(妻)であり、Yの定款に基づくWの出資持分払戻請求権等を相続したと主張して、Yに対し、3692万5000円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めて訴えを提起した(以下、「甲事件本訴」と呼ぶ)。これに対して、Yは、Yの理事であったXによる、社員総会決議を経ない財産処分等が善管注意義務・忠実義務の違反に当たると主張して、債務不履行に基づく1億1358万355円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めた(以下、「甲事件反訴」と呼ぶ)。

さらに、Xは、Yによる甲事件反訴の提起が不当訴訟の提起に当たると主張して、不法行為に基づき1782万円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求め、Yによる告訴(Xの背任、有印私文書偽造・同行使、電磁的公正証書原本不実記載・同供用、業務上横領)が虚偽告訴に当たると主張して、不法行為に基づき330万円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めた(以下、「乙事件」と呼ぶ)。なお、乙事件において、Xは、当時のYの監事及び理事ら個人に対しても、Yと連帯して損害賠償金及び遅延損害金の支払いを請求しているが、以下では、医療法人Yに対する請求のみを検討対象として取り上げる。

2 原審(徳島地判令7・2・12)は、甲事件本訴の各請求のうち出資持分払戻請求を1075万円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求める限度で認容し、その余の請求を棄却し(令和4年(ワ)第192号・LEX/DB25625550)、甲事件反訴請求を

棄却(令和4年(ワ)第359号)、乙事件の各請求を棄却した(令和5年(ワ)第223号)。

3 Yは、原審の口頭弁論終結後、原判決の言渡し前に、破産手続開始の決定を受けた(徳島地裁令和6年(ワ)第198号)。

4 原審の判決書の送達を受けたXが、乙事件に係る部分につき、判決の取消しを求めて控訴を提起した。

## 判決の要旨

控訴却下。

「本件訴訟手続のうちYに係る部分(以下『本件訴訟手続(法人関係)』という。)は、破産財団に関する訴訟手続に当たるから、上記破産手続開始の決定により中断し(破産法44条1項)、現在も中断中である。

本件控訴のうちYに係る部分(以下『本件控訴(法人関係)』という。)は、本件訴訟手続(法人関係)の中断中に行われたものであるから、不適法である。また、本件訴訟手続(法人関係)のうち乙事件に係る部分すなわち本件控訴(法人関係)が不服の対象とする部分は、破産債権に関する訴訟手続に当たるから、現時点では、破産管財人が受継することもできない(破産法44条2項)。

将来的には、例えば、[1] 上記破産手続の債権調査において、破産管財人が上記破産債権(破産手続開始前の不法行為に基づいて生じた損害賠償債権)の存在を認めず、かつ、Xが破産管財人を相手方とする受継の申立てをし(破産法127条)、この申立てを受けた原審裁判所が受継の決定をし

た場合（民事訴訟法 128 条 2 項。同項は、その文言にかかわらず、口頭弁論終結後、判決言渡し前に中断した訴訟手続にも適用されるから、破産管財人に対して受継の申立ての通知をただけでは、受継の効果は生じない。）には、本件控訴（法人関係）が破産管財人の受継により適法となる余地がある。また、〔2〕上記破産手続が廃止決定の確定により終了し（破産法 217 条 1 項、8 項）、かつ、残余財産の清算が未了であるため Y が存続した場合（医療法 55 条 1 項 6 号、破産法 35 条、医療法 56 条の 2）にも、本件控訴（法人関係）が Y の受継（破産法 44 条 6 項）により適法となる余地がある。

しかし、上記破産手続の進捗については、債権者申立ての事案であることもあり、見通しが立っているとは窺えない。」

「以上のとおり、現時点では不適法であることが明らかな本件控訴（法人関係）について、将来的に適法となる見通しも立っていない状況にあることから、控訴裁判所としては、民事訴訟法 290 条の『控訴が不適法でその不備を補正することができないとき』に当たるものとして、口頭弁論を経ないで、控訴を却下する判決をするのが相当である。

そもそも、本件控訴（法人関係）は、本件訴訟手続（法人関係）が中断しているにもかかわらず、原判決が X に送達された結果、提起されたものすぎないから、X にとっても、控訴期間は開始すらしていない。したがって、本件控訴（法人関係）が上記のとおり却下されたとしても、X としては、破産管財人や Y が受継をすれば、改めて必要に応じて控訴を提起することができる。」

「以上のとおりであるから、本件控訴（法人関係）を不適法として却下することとし、民事訴訟法 290 条に基づき口頭弁論を経ないで、主文のとおり判決する。

なお、本件訴訟手続（法人関係）の中断中に本判決の言渡期日を指定したことについては、手続上の問題があり得るが、本件控訴（法人関係）を上記のとおり却下するのが相当である以上、やむを得ない。また、本件弁論のうち Y に係る部分を分離することなく本判決を言い渡したのは、可能な限り中断中の訴訟行為（分離決定）をしないためであるにすぎない（もとより、弁論を分離することなく本判決を言い渡したことに手続上の問題

はない。）」

## 判例の解説

### 一 本判決の意義

本判決は、被告法人の破産手続開始決定による訴訟手続の中断中に原告から提起された控訴は、その不服の対象が破産債権に関する訴訟手続である場合、破産手続の進捗に見通しが立っているといえないときには、「控訴が不適法でその不備を補正できないとき」（民事訴訟法〔以下、条数のみ記載する〕290 条）に当たるとの判断を示した。

判決は口頭弁論に基づかなければならないとの原則（必要的口頭弁論・87 条 1 項）に対する例外と位置づけられる、290 条に当たる場合の例としては、二 2 で見る通り、たとえば、控訴期間徒過後の控訴などが挙げられるものの、追完の申出があるときには、その事由を判断すべく口頭弁論を開かなければならないなど、290 条により直ちに却下できる事案類型はかなり少ないといえる。

そこで、本判決は、破産法の要件ではあるが、本条に該当する数少ない具体例を加える点で、意義を有している。

### 二 「控訴が不適法でその不備を補正できないとき」（290 条）該当性

1 控訴が不適法でその不備を補正することができないときは、控訴裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、控訴を却下することができる（290 条）。これは、判決は口頭弁論に基づかなければならないとの原則（必要的口頭弁論・87 条 1 項）に対する、例外のひとつである。不備を補正できない以上、口頭弁論を開いても、控訴は不適法として却下されるほかないから、口頭弁論を経ずに控訴却下判決を下すことが許容されている。そこで、本条を適用して、口頭弁論を経ずに控訴を却下できるための要件が問題となる。

なお、平成 8 年改正によって、控訴状は第一審裁判所に提出しなければならないこととされた（286 条 1 項）こととの関係で、新たに、控訴が不適法でその不備を補正できないことが明らかであるときには、第一審裁判所が、決定で、控訴を却下しなければならない（287 条 1 項）との条文が新設されている。したがって、290 条は旧法 383 条を維持した条文であるものの、現行法下では、

控訴裁判所による本条の却下が問題となるのは、第一審裁判所による287条1項の審査を経た後に限られることになる。以下で見ていく290条の要件の検討で挙げられる例は、287条1項の例と重なるものも多い。

2 不適法でその不備を補正できない控訴として、控訴期間徒過後の控訴や、中間判決や訴訟費用の裁判など独立の控訴が許されない判決への控訴、控訴権を放棄した者による控訴、原判決の言渡し前の控訴<sup>1)</sup>などが挙げられる。ただし、これらに該当する控訴でも、直ちに290条の要件を満たすわけではない。たとえば、控訴期間を徒過した控訴であっても、追完の申立て(97条)とともになされていれば、その事由を審査すべきであるから、290条によって直ちに却下することはできない<sup>2)</sup>。また、訴訟費用の裁判に対しては独立して控訴できない(282条)ものの、控訴期間内に本案についての不服を追加して申し立てれば適法となるから、補正は可能と解される<sup>3)</sup>。なお、補正を命じたにもかかわらず、これに応じないときは、本条により却下してよいとの見解も主張されている<sup>4)</sup>。

この他、控訴すべき裁判所を誤った場合が問題となるものの、この場合は、管轄裁判所に移送すべきであり<sup>5)</sup>、本条による却下はできないと解される。また、当事者能力、訴訟能力または訴訟追行権の欠缺を理由として訴えを却下した第一審判決に対して、これらの能力を欠くとされた当事者がした控訴も、その適法性が問題となる余地があるものの、この点の判断を争う控訴については控訴人が能力を有するものとして、控訴の適否につき審判すべきと解されるから、この場合も、やはり、本条には当たらない<sup>6)</sup>。

3 本事案の控訴はどうか。

本件訴訟手続は、Yの破産手続開始決定により中断している(破産法44条1項)。訴訟手続の中断中の訴訟行為は不適法であるから、中断中になされたXによる本件控訴は、このままでは不適法である。この不備は、「補正することができない」(290条)だろうか。

中断した訴訟の審理は、法律が定める者の受継申立て(126条)または裁判所の続行命令(129条)によって再開される。再開後の控訴は適法となるので、本事案において、受継申立てによって審理が再開し、控訴が適法となる(不備が補正される)

余地があるか、検討する。

本件訴訟手続は、破産財団に関する訴訟手続に当たり、このうち、甲事件反訴に係る部分は、破産債権に関しない訴訟手続に当たるから、破産管財人が受継することができる(同44条2項前段)。したがって、Xが、破産管財人に対して受継の申立てをすれば(同項後段)、控訴は適法となる。破産管財人も、請求棄却の原判決に対する控訴を提起したり、控訴を提起せずに原判決を確定させたりするために、受継の申立てをすることができる。

これに対して、本件控訴の不服の対象となっている乙事件に係る部分は、その訴訟物が破産手続開始前の不法行為に基づいて生じた損害賠償請求権であるため、破産債権に関する訴訟手続に当たるから、破産管財人が受継することができない(同44条2項前段)。というのも、破産手続開始決定があった以上、破産債権は、破産手続に乗せられることになり、破産手続の外で破産債権に係る訴訟手続を進めることは許されないからである(同100条1項)<sup>7)</sup>。この場合、訴訟の対象となった債権が破産債権として届け出られた場合に、債権調査期日において破産債権を認めなかった破産管財人または異議を述べた届出破産債権者との間で受継が行われることになる。すなわち、異議等のある破産債権に関し破産手続開始当時訴訟が係属する場合において、破産債権者がその額等の確定を求めようとするときは、異議者及び破産管財人の全員を当該訴訟の相手方として、訴訟手続の受継の申立てをしなければならない(同127条1項)。また、異議等のある破産債権のうち執行力ある債務名義または終局判決のあるものについては、異議者等は、破産者がすることのできる訴訟手続によってのみ、異議を主張することができ(同129条1項)、当該異議者等は、当該破産債権を有する破産債権者を相手方とする訴訟手続を受け継がなければならないことになる(同2項)。

したがって、本事案の乙事件に係る部分については、まず、Xが本件債権を破産債権として届け出、続いて、破産手続の債権調査において破産管財人が本件破産債権の存在を認めない場合に、Xが破産管財人を相手方とする受継の申立てをする余地が生じる。同様に、他の届出破産債権者が異議を述べた場合には、Xは、破産管財人及び当該届出破産債権者に対して受継の申立てをすること

になる。この他、破産手続が廃止決定の確定により終了し、かつ残余財産の清算が未了であるため Y が存続した場合には、Y への受継の申立てが適法となる余地がある。

以上に見た通り、本件訴訟手続のうち、乙事件に係る部分については、破産手続の進行に従って、諸種の条件が満たされた場合に、はじめて、受継の申立てが可能となる余地が生じるといえる。本判決は、このような事情に鑑みて、破産手続の進捗の見通しが立っていない現時点では、受継申立ては適法になされる余地がないと評価した。

なお、本事案の控訴が「不備を補正できる場合」と判断される経過としては、たとえば、破産法 44 条 6 項が、破産手続開始決定により中断した手続について、破産管財人による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は当然訴訟手続を受継すると規定しているから、Y の破産手続が異時廃止（同法 217 条）となる場合が想定できる。この場合には、Y が当然に訴訟手続を受継することになるから、不備は補正できるといえるだろう。

### 三 本判決の課題

本判決の課題としては、当事者の一方が破産手続開始決定を受けたことによる手続の中断中に、相手方から控訴が提起された場合、控訴状の提出を受ける第一審裁判所が、破産手続の進捗見通しを検討した上で、「控訴が不適法でその不備を補正することができないことが明らかである」（287 条 1 項）か否かを判断すべきことになるか、そうであれば、どの程度、進捗見通しを検討して判断する必要があるか、との問題が生じたことを指摘できる。

本判決は、一で見た通り、本件控訴が 290 条に該当することを示したが、このような控訴は、二 1 で指摘したように、現行法下では、290 条の検討の前に、287 条 1 項の審査に服すことになっている。このことに鑑みると、本判決の示した判断基準は、290 条該当性の判断基準であると同時に、第一審裁判所による 287 条 1 項該当性の判断基準ともなるべきものといえるかもしれない。この点、条文上、287 条 1 項にのみ「明らかであるとき」との文言が挿入されており、290 条と 287 条 1 項とで、明確性に差異があるように見えるものの、控訴裁判所が 290 条により控訴を却

下するにあたっては、口頭弁論を開く必要がない程度には不備が補正できないことが明確であることが要請されているはずだから、その差異は、それほど大きくないと見るべきである（実際、286 条 1 項に該当する例と 290 条に該当する例は、しばしば重なっており、特段の区別は見出せない）。

そうだとすると、本判決の示した基準に従って、今後、法人である当事者の一方が破産手続開始決定を受けたことにより訴訟手続が中断しているときに、破産債権に関する訴訟手続につき、相手方当事者から控訴が提起された場合には、控訴状の提出を受ける第一審裁判所が、その破産手続の見通しを踏まえて、控訴が不適法でその不備を補正することができないことが明らかと判断できる場合には、決定で控訴を却下すべき余地が生じたといえるだろう。さらに、その場合には、本判決は、債権者申立ての事案であることを指摘して、進捗の見通しが立たないと判断しているところ、他の判断要素があるのかどうか、実際の破産手続の進捗によって判断要素が変わるのかどうか、どこまで具体的な判断を求められるのかといったことが、問題となる余地がある。

#### ●—注

- 1) 最判昭 24・8・18 民集 3 卷 9 号 376 頁。少数意見がある。
- 2) 最判昭 55・10・28 判時 984 号 68 頁、判タ 428 号 60 頁。
- 3) 鈴木正裕＝鈴木重勝編『注釈民事訴訟法〔旧版〕(8)』(有斐閣、1998 年) 149 頁 [右田堯雄]。
- 4) 高田裕成＝三木浩一＝山本克己＝山本和彦編『注釈民事訴訟法第 5 卷』(有斐閣、2015 年) 89 頁 [大濱しのぶ]。
- 5) 反対・札幌高判昭 32・6・17 判時 121 号 14 頁。
- 6) 右田・前掲注 3) 149 頁、菊井維大＝村松俊夫原著／秋山幹男ほか著『コンメンタール民事訴訟法 VI』(日本評論社、2014 年) 103 頁。
- 7) この点、旧法下の判例ではあるが、最判昭 59・5・17 判時 1119 号 72 頁、判タ 530 号 139 頁 (倒産判例百選〔6 版〕82 事件) は、破産管財人が、訴訟係属中の破産債権につき受継を申し出た場合、当該受継の申立ての可否を判断するためには、破産債権として届出があったか、債権調査期日で異議があったかを職権をもって調査することを要すると述べ、「調査の結果、右債権の届出があり、かつ、債権調査期日において異議があったことが認められる場合に限り、その異議のあった限度で、当該異議者との間で訴訟手続を受継させ、かつ、請求の趣旨を破産債権の確定の請求に変更することを促すべき」と判示した (加藤哲夫＝山本研『プロセス講義倒産法』(信山社、2023 年) 64 頁 [藤本利一] 参照)。